

# 検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常 寿

SHISHIDO George

- I はじめに
- II いわゆる「忘れられる権利」
- III 下級審の裁判例の概観
- IV 最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定
- V 今後の課題

## I はじめに

インターネットの普及から 20 年あまりが過ぎ、人間の社会生活は大きく変容した。表現の自由、国民の知る権利は質量ともに拡大したが、法がそれに十分対応できているかどうかは定かではない。とりわけ問題になってきたのが、違法有害情報の発信に対する対応である。日本では 2001 年にプロバイダ責任制限法が制定され、民間の自主的な取組と併せて、人格権侵害については一定の措置が図られてきたところだが、更に 10 年あまりが経過した今日、インターネット上の表現の自由・知る権利と人格権をめぐる問題状況は大きく変化している。

その中心にあるのが、情報流通を媒介する役割を担っているポータルサイト、特に検索エンジンである。検索エンジンはグローバル企業によって担われる場合も多く、日本に限らず世界大の課題として、様々な取組が国際機関や各国で様々な取

組がなされている。2014 年には、「忘れられる権利」に関する EU 司法裁判所の先決決定が世界的に注目された。また、日本においても検索エンジンに対して、検索結果の非表示を求める裁判がしばしば起きており、グーグルの提供する検索エンジンの表示に対する差し止めを認めた東京地裁平成 26 年 10 月 9 日決定以降、社会的にも大きな関心と呼んできたところである<sup>1)</sup>。

本稿では、こうした「忘れられる権利」をめぐる動向及び検索結果の削除をめぐる裁判例を概観した後、平成 29 年 1 月 31 日付で下された最高裁決定について検討し、今後の課題を展望することとしたい。

## II いわゆる「忘れられる権利」

### 1 検索エンジンの位置づけ

日々刻々と膨大な情報が登場するインターネット上の情報流通にとって、発信・閲覧いずれにおいても、検索エンジンが不可欠な媒介者としての役割を担っていることは、よく知られている。インターネット、そして検索エンジンが発展したアメリカにおいては、1996 年連邦通信品位法 230 条 (47 U.S. Code § 230) の(c)(1)が「双方向のコンピュータサービスのプロバイダ (Provider) または

1) 関連する文献は多数を数えるが、ここでは石井夏生利『「忘れられる権利」をめぐる議論の意義』情報管理 58 卷 4 号 (2015 年) 271 頁以下、宇賀克也『「忘れられる権利」について——検索エンジン事業者の削除義務に焦点を当てて』論究ジュリスト 18 号 (2016 年) 24 頁以下、奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利——個人データ削除の裁判例とその法理』(2015 年)、神田知宏『ネット検索が怖い——「忘れられる権利」の現状と活用』(2015 年)、宍戸常寿・門口正人・山口いつ子『【鼎談】インターネットにおける表現の自由とプライバ

シー——検索エンジンを中心として』ジュリスト 1484 号 (2015 年) ii 頁以下、鈴木秀美『「忘れられる権利」と表現の自由——ドイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりに』メディア・コミュニケーション 66 号 (2016 年) 15 頁以下、曾我部真裕『日本における『忘れられる権利』に関する裁判例及び議論の状況』江原法学 49 号 (2016 年) 1 頁以下、宮下紘『忘れられる権利と検索エンジンの法的責任』比較法雑誌 50 卷 1 号 (2016 年) 35 頁以下を挙げるにとどめる。

利用者は、他の情報コンテンツプロバイダにより提供される情報の発行者 (Publisher) または発信者 (Speaker) として扱われてはならない。」と定めていることから、検索エンジンは一般に検索結果の表示による法的責任を免除されていることになる。

## 2 EU 裁判所の先決決定

これに対して EU 司法裁判所は 2014 年、EU データ保護指令の解釈として EU 市民の「忘れられる権利」(right to be forgotten) を承認し、それに基づきグーグルに対して適法に発信された債務情報について、検索結果から削除することを求めた (Case C-131/12 Google v. AEPD, 2014.5.13)。

データ保護指令 12 条の(b)は、アクセス権すなわちデータ主体の「管理者」(controller) に対する権利として、「適切な場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質のために、この指令の規定に従わないで取り扱われた修正、消去又はブロック」を保障する。そして同 14 条の(a)はデータ主体の異議申立権として、「少なくとも第 7 条(e)及び(f)に規定された場合には、国内法に別段の規定がある場合を除き、いつでも自己に関するデータの取扱いに対して、自己の特定の状況に関連するやむにやまれない正当な理由を根拠として、異議申し立てを行うことができること。適法な異議申し立てがあった場合には、管理者によって始められた取扱いに、当該データを含むことはできない。」と規定する<sup>2)</sup>。

EU 司法裁判所は、検索エンジンがデータ保護指令にいう「管理者」に当たるとした上で、同指令の後に成立した EU 基本権憲章の定めるプライバシーの権利及び同 8 条の定める個人データ保護の権利に照らして指令を解釈し、データ主体は処理目的との関係で不適切であり、重要性がないか失われた、または過剰である場合には削除を求めることができること、検索エンジンに対して、当初は合法であったデータが不必要となった場合に、ウェブサイトのリンクの削除を求めることができるものと解釈した。なお、忘れられる権利の対象

として削除の対象となっているのは、あくまで検索結果だけであり、検索によりリンクが表示される元の新聞サイトは対象外であることにも、注意が必要である。

## 3 その後の展開及び EU データ保護規則

この先行決定は、いわば創造的な解釈により、EU データ保護規則案の内容として当時検討されていた「忘れられる権利」を先取りして認めたものといえるが、同時にこの権利の行使に当たってはデータ主体の権利と関連する利益 (公衆の利益) との比較衡量を求めている。この先行決定を踏まえて、EU 各国のデータ保護機関から成る 29 条作業部会は検索結果削除の申立ての共通処理基準となるガイドラインを 2014 年 11 月 26 日に公表した。そこでは、個人の名前での検索、公的役割・公人、未成年者、検索結果の正確性、データ主体との関連性、センシティブ性、最新性、偏見ないし否定的なプライバシーインパクト、リスクを生じさせる情報、公開当時の文脈、報道目的の元サイト、公開の権限・義務を有する元サイト、刑事犯罪といった多様な考慮要素が挙げられており、検索結果を削除するかどうかの具体的判断の微妙さ・難しさが、浮き彫りになった。

また各国のデータ保護機関や裁判所においても、先行決定の前後から、検索結果の削除の可否、範囲、あるいは EU 域外での検索結果まで非表示を求めるかどうかについて、様々な判断がなされている。先行決定を受けてグーグルは、有識者会議を開く等して、申立てにより EU 域内で忘れられる権利への対応を進めているが、これに対してたとえば BBC が自己のサイトで検索結果から削除されたものを一覧に示して対抗する等、インターネットにおける表現の自由・知る権利と「忘れられる権利」の間の調整が、独り検索エンジンを超えて、様々な主体に関わるものであることが、意識されるようになってきている。

先決決定後の 2016 年 4 月に発効した EU データ保護規則の 17 条は「消去の権利 (忘れられる権利)」と題する規定を置いた。その(1)では、「(a)個

2) 堀部政男研究室仮訳による。

人データが収集された又はその他取扱いの目的に関して、当該個人データがもはや必要ない場合」や「(c)データ主体が、第21条第1項により不服を申立て、かつ取扱いに関して優先する法的根拠がない場合。又はデータ主体が第21条第2項により不服を申し立てる場合」について、データ主体が個人データを管理者に消去させる権利（管理者の義務）を定めるが、しかしこの規定は「(a)表現及び情報の自由の権利の行使に必要な場合」には適用されないことが(3)で明らかにされている<sup>3)</sup>。

#### 4 日本での議論の注意点

要点を絞っていえば、EUにおける「忘れられる権利」はデータ保護法制の枠組みの中で位置づけられること、この権利を承認したとしてもなお表現の自由・知る権利との具体的な調整が課題であること、本来この問題の射程は検索エンジンに限られるものではなく広汎な主体に及びうるものであること、を確認することができよう。

日本でも検索結果の削除が、とりわけメディアにおいて「忘れられる権利」の名で語られることがあるが、このような経緯を踏まえれば、それがEUにおける実定法制度を指しているのか、日本法におけるものなのか、後者だとして既に実定法上の根拠を有するものとして存在するという主張なのか、立法論ないし政策的な目標としての提言であるのかを、混交せずに議論する必要がある。

ひとまずEUのデータ保護法制に相当するものとして、日本では個人情報保護法が存在するが、氏名等による検索結果が個人情報に該当するとしても、検索エンジンは「個人情報データベース」に当たらず、保有個人データは削除請求権等の対象とならないことは、確立した解釈である。現にこれまで日本で「忘れられる権利」の名の下に争われているのは、個人情報保護法上の削除請求ではなく、民事法上の人格権（名誉、プライバシー）に基づく検索エンジン事業者に対する損害賠償及び削除請求である。そうすると、検索結果によるこれらの法的問題は、従来の民事法理の一応用事例として考えるべきことになる。

そのように考えるのであれば、既存の判例法理との関係では、2つの点に注意する必要がある。第1に、検索結果の削除が争われた事例の多くが仮の地位を定める仮処分の手続によるものだが、それが表現行為に対する事前抑制となり、また簡易迅速を旨とする手続の特性上、「表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容される」（北方ジャーナル事件判決、最大判昭和61・6・11民集40巻4号872頁）と考えるべきではないか。第2に、検索結果の削除で争われる事例の多くは、前科、あるいは過去の事実であって現時点において不名誉ないし知られたくないようなものが記載されたサイトが氏名等の検索により表示されないようにすることを求めるものであり、この点で前科について「時の経過」による保護を認めたノンフィクション「逆転」事件判決（最判平成6・2・8民集48巻2号149頁）との関係をどのように考えるかが、これまでの議論の焦点であったことに、留意しておきたい。

### III 下級審の裁判例の概観

#### 1 従来 of 裁判例

裁判例としてはじめて検索結果の削除を認めたのは、東京地決平成26・10・9判例集未掲載であるとされる。それ以前の裁判例で検索結果の削除を否定したものとしては、筆者が知り得た限りでは、東京地決平成20・11・14、東京地判平成22・2・18、東京地決平成22・2・26、東京高判平成22・6・29、東京地判平成23・12・21、神戸地判平成24・2・28、大阪地決平成25・3・29、東京地判平成25・5・30、東京高判平成25・10・30、東京高判平成26・1・15（いずれも判例集未掲載）及び京都地判平成26・8・7判時2264号79頁がある。

最後に挙げた京都地裁判決は、盗撮行為による逮捕歴等に関するヤフーの検索結果の削除が、逮捕から約1年半経過した時点で求められた事案であるが、裁判所は検索エンジンの仕組み及び一般

3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会仮訳による。

的な利用者の通常の認識から、検索結果が表示するのは「検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在 (URL) 並びに当該サイトの記載内容の一部という事実」であって逮捕事実自体を摘示するものではないから、そもそも人格権の侵害に当たらない、という理解を示した。その上で、念のためとして、名誉毀損・プライバシー侵害の判断を行い、逮捕事実等について真実性の証明を認めて名誉毀損は成立せず、また社会の正当な関心事であるとしてプライバシー侵害をも否定した。

## 2 東京地裁平成 26 年 10 月 9 日決定とそれ以降

これに対して、先に述べたとおり東京地決平成 26・10・9 判例集未登載は、グーグルに対して、氏名の検索により過去に不良集団に属していた事実に関する結果が表示されないよう命じたもので、メディアで「忘れられる権利」を認めたものとして注目されたものである。

同決定は、被保全権利をプライバシー権として理解した上で、その侵害行為の差止請求の可否は、「侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益を比較衡量して決すべきである」とした。そして、前科等についてはプライバシー権の 1 つとして法的保護に値する利益である反面で公表が許される場合もあるとして、「その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物等の目的、性格等に照らした前科等を公表することの意義及び必要性をも併せて考慮した上、前科等に関わる事実を公表されない法的利益が優越するか否か」により判断すべきであるとした。この判断基準は、ノンフィクション「逆転」事件判決の個別的比較較量の枠組を、そのまま検索結果の削除に関する仮処分に転用したものといえる。

そして同決定は、237 個の削除申立てのうち 122 個について、先の基準から「タイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害して

いることが明らか」であり、他方でグーグルに削除義務を課することが不当な不利益になるとはいえず、また「他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることが本件サイトを利用する者の正当な利益ともいい難い」として、削除を命じたものである。その際に同決定は、個々のタイトル及びスニペットそれ自体が人格権侵害に当たることを理由に、グーグル側が主張していた、検索結果のリンク先のウェブサイトの管理者に削除を求めるべきだとの反論を退けている。

同決定の後、筆者が知り得た限りでは、検索結果の削除を認める裁判例として、後述するさいたま地決平成 27・12・22 判時 2282 号 78 頁のほか、東京地決平成 27・5・8、さいたま地決平成 27・6・25、東京地決平成 27・11・27、東京地決平成 27・12・1、札幌地決平成 27・12・7、東京地決平成 28・7・14、東京地決平成 28・8・17 があり、逆に検索結果の削除を認めない裁判例としては、大阪高判平成 27・2・18、東京高決平成 27・7・7、千葉地松戸支決平成 27・10・16、札幌地決平成 28・4・25、徳島地決平成 28・6・23、東京高決平成 28・7・12、名古屋地決平成 28・7・20、札幌高決平成 28・10・21、名古屋地決平成 28・10・31 (いずれも判例集未登載) が見られたところであった。

これらの裁判例を通じて特徴的なのは、削除の可否についての判断基準について、削除を認めるものが前掲東京地決平成 26・10・9 と同じく個別的比較衡量によるのに対して、削除を認めないものが検索結果の表示それ自体から明白な人格権侵害に当たることを求めていた点である。その背後には、第 1 に検索結果の表示それ自体が表現行為に当たるとしても検索エンジンを情報の第一次的な発信者と同様の立場にあるものと考えるかどうか、第 2 に仮処分による差止めと表現の自由の関係をどのように考えるかについて、それぞれ見解の相違が窺えるところである。

なお、前掲東京地決平成 26・10・9 に対してグーグル側が保全異議を申し立てしたところ、前掲東京地決平成 28・7・14 はそのうちの 63 個について、削除を求めた本人が自ら当該事実を公表し利用していた等の理由で、削除命令の取消しを命

じた。仮処分による個別的比較衡量の判断の危うさを示す一例といえるように思われる。

### 3 東京高裁平成28年7月12日決定

これらの裁判例の中でも注目されたのは、公判された裁判例としてはじめて「忘れられる権利」に言及した、さいたま地決平成27・12・22判時2282号78頁であった。同決定は、児童買春行為での逮捕・罰金刑の執行から3年余経過した時点で、県及び氏名の検索で表示される結果の削除を認めた前掲さいたま地決平成27・6・25の保全異議審であった。その保全異議審では、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有する」と述べられている。もっともこの言明は、更生を妨げられない利益が検索結果の表示により受忍限度を超えて侵害されているという評価を行う際の理由づけとして述べられているにとどまり、「忘れられる権利」それ自体を独立の権利として承認したものではないことに、注意が必要である。

これに対して同事件の保全抗告審である東京高決平成28・7・12判時2318号24頁は、「人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求の存否とは別に、『忘れられる権利』を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差止請求権の存否について独立して判断する必要はない」として、検索結果の削除を従来の判例法理の延長線上で捉える姿勢を示した。そして、北方ジャーナル事件判決、ノンフィクション「逆転」事件判決を引用するとともに、インターネットが「重要な社会的基盤の1つとなっていること」、「全文検索型のロボット型検索エンジンによる検索エンジンは必須のものであって、それが表現の自由及び知る権利にとって大きな役割を果たしていること」に言及している。

その上で東京高裁は、「削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者

に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索エンジンの重要性等も総合考慮して決するのが相当」という削除の判断基準を示した。この基準は、削除を求める側に有利な個別的比較衡量の基準と、検索エンジンに有利な明白な人格権侵害の基準のちょうど中間に位置するものと考えることができる。すなわち「だけでなく」以前に挙げられた考慮要素はひとまずプライバシーを侵害する表現行為の差止め一般に妥当しうるのでありこの点で個別的比較衡量の基準に近いが、それにインターネットの性格や検索エンジンの重要性の考慮をも求める点で、検索エンジン側に有利に天秤を傾けている、と解しうるのである。

このように述べた上で東京高裁は、具体的事案の判断としては検索結果の削除を否定した。その際、「実際の利用態様からは、タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常」であると述べて、検索エンジンが「単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではない」とのグーグル側の主張を退ける一方、検索結果に係る犯行の公共性が未だ失われていないことに加えて、検索結果の削除が「多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものである」とした点では、保全異議審等とは逆向きに検索エンジンの役割を評価したものとみることができる。

## IV 最高裁平成29年1月31日決定

### 1 決定要旨

これまで述べたとおり、検索結果の削除については下級審の裁判例が分かれ、最高裁の判断が期待されていたところである。これに答えて最決平成29・1・31裁時1669号1頁は、前掲東京高決平成28・7・12に対する許可抗告において、以下に述べるような一定の解釈を示した。

「(1)個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである（最高裁昭和52年（オ）第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620頁、最高裁平成元年（オ）第1649号同6

年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成13年(オ)第851号、同年(受)第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁、最高裁平成14年(受)第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照)。他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公

表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

以上のような判断基準を示した上で、最高裁は「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」として、検索結果の削除を認めなかった。

## 2 検討

以下では、この最高裁決定について、5点コメントしておきたい。

第1に、検索結果の削除について、比較衡量を明白性の要件で加重した(「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」)基準が取られている点が注目される。これは、個別的比較衡量の基準とも明白な人格権侵害性を要求する基準とも異なるものであるが、ひとまずは一般に検索エンジンに有利な基準ではあって、検索結果の削除を安易に認める一部下級審の傾向に歯止めをかけたものとみることができる。ただし、なお事案においては検索結果の削除の余地を残すものであり、いかなる条件が揃えば「明らかな場合」といえるのかについて、今後の裁判例の集積が俟たれることになろう。

第2に、最高裁は、検索結果の削除を、プライバシー権侵害一般の事案類型の中で捉えている。すなわち最高裁は、ノンフィクション「逆転」事件にとどまらず、前科照会事件(最判昭和56・4・14民集35巻3号620頁)、「石に泳ぐ魚」事件(最判平成14・9・24判時1802号60頁)、長良川事件(最判平成15・3・14民集57巻3号229頁)及び早稲田大学講演会名簿提出事件(最判平成15・9・12民集57巻8号973頁)の各最高裁判決を引用している。このような判例引用からは、検索結果の削除を「時の経過」から離れて捉える最高裁の立場が垣間見られるように思われる。

確かに、前科の公表が問題となったノンフィクション「逆転」事件においてはいったん公知であった事実が時の経過により非公知の、したがって

プライバシーの状態に変化したことが前提であったのに対して、検索エンジンは公知の状態のまま継続させている（いわば「忘れることを忘れた」とみることができるので、ノンフィクション「逆転」事件判決を検索結果の削除に関する先例として扱って良いかどうかについて疑問を呈する向きもあった。最高裁は、同判決を先例として挙げたものの、その他の判例をも引用することで、いわばその特権的地位を否定したものといえよう。このように考えれば、本決定が具体的事件の解決において、逮捕時から時の経過に具体的に言及することなく、端的に児童買春が「社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されている」ということから「今なお公共の利害に関する事項」であるとしたことも、説明ができるように思われる。

第3に、今の点と関連して、比較衡量の判断枠組みが、ノンフィクション「逆転」事件ではなくて長良川事件判決に依拠している点が注目される。長良川事件判決は、週刊誌による少年事件の仮名報道が争われた事件であり、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断する」ものとしていた。同判決は現在、表現の自由とプライバシーの衝突が問題となる不法行為訴訟において一般的な判断枠組みとして参照されており、本決定の基準は、この判決の考慮要素を適宜修正して時の経過的要素（「記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化」）を加えたものと理解できる。

ただしそうだとすると、本決定の基準を文言どおりに理解するならば、「忘れられる」ための時の経過の起算点は、たとえば前科であれば犯行時ではなく、その犯行について言及し検索の対象となるインターネット上の記事の掲載時であるということになる。この理解が正しいのだとすれば、コピーの繰り返しにより新たに作成される２ちゃん

ねるや「まとめサイト」上の記事について、この基準に基づき検索結果の削除を認めることには、困難が生じるのではないかと。

第4に、最高裁による検索エンジンの理解及び評価も、注目に値する。まず最高裁は検索結果の提供が「検索事業者自身による表現行為」であると判断して、検索事業者が媒介者に過ぎず削除の責任を負うことはないとの前掲京都地判平成26・8・9のような立場を否定した。他方、利用者の「知る権利」に明示的に言及しないものの、「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤」としての検索エンジンの重要性にも言及しており、この点は前掲東京高決平成28・7・12と同様である。

しかし表現行為であるとか、重要な役割といった抽象的な言い回しは、検索結果の削除に対する態度をそれ自体として左右するものではない。むしろ問題の核心は、いかなる意味で「表現行為」であるのか、である。この点で最高裁は「検索結果の提供に関する検索事業者の方針」に着目し、検索結果の削除を余儀なくされることが「上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約」に当たると述べる。これは次のように理解することができよう。通常的人格権侵害が問題となる表現行為は新聞・放送・雑誌等による報道であるが、そこには取材及び編集といった作業が内在しており、名誉毀損の場合には誤信相当性の法理において明示的に、プライバシーの場合には公共の利害等の判断において裏側から、そのような表現の自由の行使への顧慮がなされる。これに対して検索エンジンの場合には取材及び編集が介在しないが、その代わりにあるのが「検索事業者の方針」であり、それには検索エンジンの性格上「一貫性」が求められる。最高裁は、他ならぬ国家機関たる裁判所自身がその「一貫性」に干渉して削除を「余儀なく」することに、報道の場合とは異なる表現の自由の制約を見だし、単純な比較衡量よりも削除に慎重な基準を示したものと理解できる。これは、検索エンジンがそれ自体として表現者としての責任を負うというよりも、リンク先で的人格権侵害に接近する補助的な手助けをしているという限度で人格権侵害の責任を負うことがあるに過ぎないという筆者のこれまでの理解と、実質的には共通

点が多いように思われる<sup>4)</sup>。

残された問題は、このような裁判所による「表現行為の制約」という認識が、北方ジャーナル事件判決と同じく仮処分手続の特性に基づくものかどうかである。この点は必ずしも明言されておらず、どちらと理解するかによって本決定の射程は変わりうることになる。即ち、仮処分手続で検索結果の削除を命ずることに「表現行為の制約」を見いだすのであれば、本決定は、名誉毀損に基づき検索結果の削除を求める仮処分手続においても先例として機能することになろう。これに対して訴訟非訟の別に拘らないのであれば——「石に泳ぐ魚」事件判決の参照はそのように解しうるが——、プライバシー侵害を理由とする検索結果の削除を求める訴訟においても、本決定の説くとおりの明白性の要件が求められることになると思われる。

第5に、「当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度」という考慮要素をどのように運用するかは、今触れた検索エンジンの評価と関連して、新たな問題を提起するもののように思われる。長良川事件判決における「これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度」が現実に意味していたのは、読者が仮名報道を読んで当該少年犯罪を犯した者だと知りうる範囲の問題であった。同事件の差戻控訴審である名古屋平成高判 16・5・12 判時 1870 号 29 頁は、「現に主に生育地における知人、友人、少年院等で知り合った者、暴力団関係者等と考えられ、その範囲は限定的である」ということから、プライバシー侵害を否定していたとおりである。

あるいは、本決定が長良川事件に着目したのは、検索エンジンが「ある者に関する条件による検索の求めに応じ」て提供されるものであるという特性との関係で、この「伝達される範囲」という要素がふさわしいと考えたからかもしれない。しかし検索結果の削除が争われている事例において、

「その者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲」とは何を意味するのであろうか。最高裁は本件の具体的判断において、「本件検索結果は原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものである」としている。そうすると、ただ属性情報なしに、ただ氏名を検索しただけでプライバシーに係る検索結果が表示された場合には、「伝達される範囲」は広いということになり、検索結果の削除に有利に働くように思われる。しかし、氏名だけの検索でも属性情報を入れた場合と同じ結果が表示されるのであり、ただ検索順位の違いが生じるに過ぎないという場合も多いのではなかろうか。これに対して、そもそも検索結果が、報道とは異なって「ある者に関する条件による検索の求めに応じ」て提供されるという点では、一般に「伝達される範囲」は限定的であるように思われるが、仮にそうだとすればこの要素は検索結果の削除が求められる裁判では、事実上削除を否定する方向で働くように思われる。

## V 今後の課題

### 1 実効的な自主規制の必要性

以上述べたとおり、プライバシーを理由とする仮処分手続による検索結果の削除については、最高裁決定によって削除に一定の条件を課する統一的な判断基準が示されたものの、なお運用に開かれた余地が残されており、今後の裁判の蓄積に俟つところも大きい。そもそも裁判所による仮処分手続による削除は、表現の自由・知る権利との関係で謙抑的であるべきことからしても、まずは事業者自身による自主的な削除の取り組みに期待されるところが大きい。そのためには、表現の自由の重要性和救済の必要性の間で裁判よりもきめ細やかな調整を行うことと同時に、その調整について利用者から見た透明性が確保されることも、インターネットにおける検索エンジンの役割からは当然に求められる。

4) 宍戸常寿「インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害」松井茂記・鈴木秀美・山口いつ子編『インターネット

法』(有斐閣, 2015年) 84頁。

既にグーグルは検索結果の削除に関する世界的な考え方を公表し、透明性レポートを公表しているが、ヤフーも2015年3月には「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」報告書を踏まえて、非表示措置の申告を受けた場合の対応方針を公表している<sup>5)</sup>。今後は最高裁決定を受けて、さらにこうした自主規制の取り組みが精緻化されることが期待されるが、その際の論点をいくつか挙げておきたい。

第1に、検索結果の表示においてスニペットに問題がある場合、ヤフーはスニペットだけを削除し、グーグルはリンクごと削除するという運用の違いがあるようである。このような違いは、当面は事業者間の違いがあることは当然として、そのこと自体が後述する情報共有の枠組みの中で広く認識されていくべきものと思われる。

次に、これまでも医師等の専門職による処分歴等に係る検索結果の削除の当否が争われてきたが、一般論として言えば、まさに専門的サービスについては消費者との情報の非対称性の観点から、一般私人の前科等とは異なり削除には慎重であるべきではないか。逆により弱い立場の者について、SNSを青少年の時点から利用した世代が今後成長するにしたがって、青少年の頃に自らネットに掲載した、いわゆる「黒歴史」に関する結果の削除についてどう考えるかは、今後のICT社会全体に課せられた大きな課題であるように思われる。

前科等については、従来公訴時効の期間ないし刑の言い渡しの効力を一つの目安として削除への対応が考えられてきたが、最高裁決定を参考にするならば、犯罪類型の反社会性というより実質的な考慮が必要となろう。また、氏名を入力した場合に関連キーワードが表示されるいわゆるサジェスト機能が、「事実が伝達される範囲」という考慮要素とどのような関係に立つかも、今後整理が必要になるように思われる。

## 2 ICT社会における各主体の役割と公益性

そもそも検索結果の削除の問題は、独り検索エンジンに限られた問題ではない。検索結果が非表

示になったとしても、人格権を侵害するサイトそれ自体はネット上に残っており、URLを直接打ち込むことで利用者はアクセス可能であるし、とりわけ著名なまとめサイトは検索エンジンで表示されなくても、利用者が何らかの方法でたどり着けることが多いのではないかと。逆に銀行での融資や就職活動において検索結果により不利益が生じるという問題についても、検索エンジンの利便性が低下したとしても、ネット上でそのような情報を収集し事業者に有料で提供するようなサービスが登場することもあり得よう。他方、いわゆる「忘れられる権利」でクローズアップされるような問題とは別に、たとえば社会の耳目を集めるような現在進行形の事件について、メディアが一定の理由により匿名報道を選んでいるにもかかわらず、利用者が情報収集により加害者・被害者の氏名等を特定してしまうことが予想される場合については、むしろ検索エンジンを含めた積極的な対応が必要であるようにも思われる。

いずれにしても、インターネット上のプライバシーと表現の自由を健全に調和させることは、検索エンジンだけではない、ICTに関わる全ての主体に課せられた課題である。この点、総務省の「ICTサービス安心・安全研究会」の報告書「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」（2015年7月）は、プロバイダ責任法及び民間の自主的取り組みも踏まえつつ、「各関連事業者における削除等の判断基準、削除等の状況・実績等の公開等による透明性の向上、削除等の手続の明確化」に加えて、「広範な関係者の参加する自主的取組に係る情報共有の場の検討等」を今後の取組の方向性として掲げている。後者は、検索エンジンに加えて、ISP、SNS事業者等の事業者間の情報共有と連携のための枠組みを求めるものであり、利用者さらにはネットでの記事掲載による被害者側との意見交換を含めて、前者の実効的な取組への反映が期待されることである。また、一般利用者が人格権を侵害するような不確かな情報を安易に拡散することのないよう、リテラシーやモラルの向上のための取組も必

5) <https://publicpolicy.yahoo.co.jp/2015/03/3016.html>

要とされている<sup>6)</sup>。

他方、検索結果の削除が提起する問題は、インターネット政策として閉じた議論では済まない、より広範な領域につながるものである。たとえば前科の問題は、ICT社会における犯罪からの更正という刑事政策の問題としても、議論される必要がある。また、匿名記事について、その後検索エンジンの利用により当該匿名の取材対象者が特定されたとしても、通常の報道における注意義務を果たしている限りで、メディアに不法行為責任は成立しないとされている<sup>7)</sup>。しかし、そのようにメディアが法的責任を負う場面を超えて広く問題の所在を捉えれば、インターネット上で流通する情報の多くはメディアの報道を源とするものであり、とりわけ前科等については、事件報道・実名報道をめぐる従来からの課題と連続性を有するものであることを軽視することはできないであろう。このように、検索結果の削除は、ICT社会全体における適切な情報流通のあり方という全体的な視点から切り離して議論することはできないし、またしてはならないものと考えられる。

\* 本稿は2016年12月12日に総務省が主催した「インターネット上に掲載された過去のプライバシー関連情報等の取扱いに関するシンポジウム」での筆者の報告「『忘れられる権利』及び検索結果の削除に関する、国内外の近時の動向について——法制面から——」を基礎に、最高裁決定とそのコメントを加えて再構成したものである。

\*\* 脱稿後、木下昌彦「判批」『平成28年度重要判例解説』（有斐閣、2017年）14頁以下、曾我部真裕「『検索結果削除』で最高裁が判断」新聞研究789号（2017年）56頁以下、宮下紘「忘れられる権利」判時2318号3頁以下等に接した。

---

6) [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban08\\_02000184.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000184.html)

7) 東京地判平成25・11・21判例集未登載。この判決を含

めネット時代のジャーナリズムのあり方については、宍戸常寿「ジャーナリズム」佐々木弘通・宍戸編『現代社会と憲法学』（弘文堂、2015年）1頁以下。